

## 登録免許税免除申請に必要な書類について

専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物の所有権の取得登記、又は同条に規定する境内地の権利の取得登記にあたって、登録免許税が非課税となります。

証明のための要件は次のとおりです。

- (1) 名目だけでなく、使用の実態が専ら宗教の用に供されていること。  
(将来、宗教の用に供されることが確実なものを含む)
- (2) 建物の場合は、90%以上の部分が宗教の用に供されていること。  
なお、敷地を購入してから建物を建てる場合など、所有権移転の段階では更地であって宗教の用に供することの証明が難しい場合は、仮登記をしておいて、宗教の用に供することが証明できるようになった段階で証明願を提出してください。

### <申請に必要な書類（境内地の場合）>

- (1) 登録免許税免除申請にかかる境内地証明願（2部）  
\* 1部には福島県収入証紙300円を貼付
- (2) 土地の登記事項証明書（法務局発行の原本）
- (3) 責任役員会議事録の写し  
境内地の今までの経過、今回申請地の今後の利用方法（宗教目的に利用すること）等について議決したもの
- (4) 売買契約書又は寄付証書等の写し
- (5) 位置図（該当する境内地の場所を具体的に表示したもの。住宅地図等）
- (6) 境内地図面及び境内建物配置図
- (7) 写真（3方向から撮影し、該当する境内地を**赤枠**で囲む）
- (8) 【駐車場など転用が容易な土地を取得した場合】使用目的説明書  
ア 儀式行事に参加する壇信徒のための無料駐車場であること。  
イ 儀式行事の際に集まる壇信徒数（数を明示）に比べて、既存の駐車場の駐車可能台数（数を明示）が少ないので、その不足分を補うものであって広すぎないこと。  
ウ 礼拝施設から遠すぎないこと。  
以上の点を明らかにすること。
- (9) 【県外宗教法人の場合】宗教法人登記事項証明書

\* 県外宗教法人とは、本県所轄以外の宗教法人をいいます。

- (10) 【県外宗教法人の場合】宗教法人規則謄本の写し
- (11) 【宗教法人規則で定めがある場合】包括団体の承認書の写し
- (12) 【借入、境内地の模様替等の財産処分等の公告を伴う場合】  
「公告証明書」  
「公告書（写し）」  
「公告したことが確認できる写真」
- (13) 【その他宗教法人規則に定められた手続（関係機関の同意等）を経る必要がある場合】該当する手続を経たことを証する書類
- (14) 【農地転用の場合】農地転用許可書（写し）

<申請に必要な書類（境内建物の場合）>

- (1) 登録免許税免除申請にかかる境内建物証明願（2部）  
\* 1部には福島県収入証紙 300円を貼付
- (2) 建物の登記事項証明書（法務局発行の原本）
- (3) 責任役員会議事録の写し  
境内建物の今までの経過、今回申請建物の今後の利用方法（宗教目的に利用すること）等について議決したもの
- (4) 売買契約書、寄付証書又は建築確認通知書（検査済証）の写し
- (5) 位置図（該当する境内建物の場所を具体的に表示したもの。住宅地図等）
- (6) 境内建物配置図及び境内建物平面図
- (7) 写真（3枚以上。正面・斜位・礼拝場所（主神、本尊等を安置してある場所）を含めること。）
- (8) 【県外宗教法人の場合】宗教法人登記事項証明書  
\* 県外宗教法人とは、本県所轄以外の宗教法人をいいます。
- (9) 【県外宗教法人の場合】宗教法人規則謄本の写し
- (10) 【宗教法人規則で定めがある場合】包括団体の承認書の写し
- (11) 【借入、境内建物の新築等の財産処分等の公告を伴う場合】  
「公告証明書」  
「公告書（写し）」  
「公告したことが確認できる写真」
- (12) 【その他宗教法人規則に定められた手続（関係機関の同意等）を経る必要がある場合】該当する手続を経たことを証する書類

※1 申請書作成上の留意事項

- (1) 証明願は2部提出すること。うち1部には福島県収入証紙300円を貼付すること。
- (2) 境内地の地目欄には、土地登記簿上の地目を記入すること。
- (3) 境内建物の種類欄には、宗教法人法第3条に規定する区分により記入すること。
- (4) 構造欄には、建物表示登記簿のとおり記入すること。  
例：木造瓦葺平屋建、鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、等
- (5) 物件が多く表示欄が足りない場合は、別紙等を添付し適宜加えること。

※2 公告証明書についての注意事項

- (1) 公告は、包括団体の承認を得た後で実際の行為の1ヶ月以上前に行うこと。
- (2) 公告期間には初日と最終日は算入しないため、規則で10日間の公告が必要な場合は、例えば○月1日から12日まで掲示し、「○年○月1日から○年○月12日まで10日間事務所の掲示場に掲示した。」のように表示すること。
- (3) 公告したことが確認できる写真を撮影のうえ、添付すること。
- (4) 財産処分等の公告が必要な場合（宗教法人法第23条）
  - (ア) 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供する場合
  - (イ) 借入又は保証をする場合
  - (ウ) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をする場合
  - (エ) 境内地の著しい模様替をする場合
  - (オ) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを宗教法人の目的以外のために供する場合
  - (カ) その他規則で定めがある場合